

# ヘイトスピーチの解消に向けた府の取組について

平成29年 3月29日

## 1 教育・啓発

### (1) 平成28年度

- 人権フォーラム「いま、ヘイトスピーチを考える」(7月14日) . . . **別紙1**  
基調講演：同志社大学法学部教授 坂元茂樹氏  
パネルディスカッション：国際人権、憲法、インターネット、地域社会学の専門家
- 人権啓発指導者養成研修会「多文化共生社会の実現をめざして～ヘイトスピーチをめぐって～」(8月19日)  
講演：同志社大学法学部教授 坂元茂樹氏
- パンフレット「ヘイトスピーチと人権」(3月) . . . **別紙2**

### (2) 平成29年度

「共生社会実現」予算において、憲法週間(5月)、人権強調月間(8月)、人権週間(12月)の重点取組期間などの機会をとらえ、新聞・ラジオによる広域啓発、府民向け人権啓発イベント等の中で、ヘイトスピーチに関する啓発事業を実施

## 2 相談体制整備

### (1) 人権侵害に関する特設法律相談【新規】

ヘイトスピーチなどの誹謗中傷や差別による人権侵害の防止や被害の回復について、弁護士がアドバイスする法律相談を府庁舎(本庁・北部・南部)で実施

### (2) 人権擁護委員による特設相談

ヘイトスピーチをはじめとする様々な人権問題について、人権擁護委員が相談に応じる特設相談を府庁舎(本庁・各広域振興局管内)で実施

### (3) こころの相談・ケア

こころの健康に関する様々な相談には、精神保健福祉総合センターで対応

## 3 その他

### (1) 「不当な差別的言動」を理由とする府施設の使用承認制限 . . . **別紙3**

府施設の使用承認申請において、ヘイトスピーチ解消法第2条の規定による「不当な差別的言動」が行われることが、客観的な事実を照らし、具体的に明らかに予測される場合は、施設の使用を承認しないことについて、基準、手続等を明らかにしたガイドラインを策定

### (2) インターネットを通じたヘイトスピーチ対策 . . . **別紙4**

インターネットにおけるヘイトスピーチ対策については、現行法制度やプロバイダの取組等を踏まえ、国に対して実効性のある法制度の整備を要請するとともに、府としても実態把握の取組を実施